

児童手当現況届の提出を

児童手当を受けている方は、送付された現況届の提出を。届け出が遅れると手当を受けることができなくなります。※今年度は「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を同封しています(詳細は19頁参照)

【児童手当受給者(15歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方。公務員を除く)】**現況届、印鑑、受給者本人の健康保険証の写し(国民年金加入者を除く)**

▽平成27年1月2日以降に転入した方は、平成27年度所得課税証明書(父母両方分)※必要に応じて提出書類あり **①**6月1日～30日に、

こども家庭課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。※公務員は原則、勤務先で手続き

【こども家庭課(☎231-1928)】

介護予防教室7月開始分 活動的な85歳を目標に!

【市内在住で、医師などから運動を制限されていない65歳以上の方】**①**毎週金曜日の午前9時30分～11時30分 **②**本庁西部地域包括支援センター ※8月開始の教室はありません ※9月以降の開始分は、8月以降の市報で順次お知らせする予定 **③**25人 **④**6月1日～25日に、本庁西部地域包括支援センター(☎2508521)へ。

【長寿支援課(☎231-1340)】

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

【市内に住所がある、昭和25年7月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方】**①**介護保険被保険者証 **②**介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

【介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課】
▽菊川(☎287-4003)
▽豊浦(☎772-4023)
▽豊北(☎782-1922)

保険・年金

各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4003)
▽豊田(☎766-2180)
▽豊浦(☎772-4023)
▽豊北(☎782-1922)

国民健康保険の「特定健診」

平成27年4月1日現在、国民健康保険加入者で40歳～74歳の方に

受診券を発行しています。※今年度中に75歳になる方にも受診券を発行していますが、誕生日以降は無効となります

【平成28年3月25日(金)まで】
【平成28年度内に特定健診と人間ドックの両方の受診はできません】
【本人負担額】▽40～64歳1180円
▽65～74歳11400円

【受診券、国民健康保険証】**①**市内の協力医療機関へ。※日時などは事前に確認を

【国民年金課(☎231-1668)】

65歳以上の方に介護保険料納入通知書を送付します

平成27年度介護保険料納入通知書が特別徴収決定額通知書を、6月中旬から下旬に送付します。

【▷普通徴収…6月から毎月(年10回)の納付 ※納期限内の納入をお願いします ▷特別徴収(年金天引き)…平成27年度年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を除いた額を、10・12・2月(本徴収)で分割して天引き

●所得段階と保険料率の一部改定

介護保険料は3年に1度見直されることになっており、平成27年度はその年に当たります。平成27年度～29年度の基準月額は今ままで同じ5,300円ですが、所得段階と保険料率が、一部改定されました。低所得者の保険料軽減強化により、新第1段階の保険料率が0.5から0.45に軽減されます。詳しくは6月に送付する決定通知書と併せてお知らせします。

【介護保険課(☎231-1138)】

65歳以上の方の介護保険料の減免申請を

【**①**災害や所得の著しい減少などで保険料の納付が困難な方】**②** 保険料所得段階が第2・第3段階の方のうち、前年の収入が1人世帯で90万円以下(2人以上の場合、1人世帯の90万円に1人につき45万円を加算した額以下)で、市民税課税者に扶養されておらず、資産活用してもなお生活が困窮してい

後期高齢者医療のための所得の申告を

平成27年度の後期高齢者医療保険料算定のため、後期高齢者医療制度の被保険者やその世帯の世帯主の方で、



皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が



平成26年中に全く所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市県民税が非課税の方は、所得の申告が必要となる場合があります。対象者には6月中旬に申告書を送付しますので、届いた方は早めに提出を。

【国民年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。】
【国民年金課(☎231-1306)】

国民健康保険料は必ず納期限までに

全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

【国民年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課】



6月の総合相談 (心配ごと相談)



■下表の通り

▷社会福祉協議会=午前10時～午後3時
▷社協各支所=午前10時～正午 ※豊浦総合支所の行政相談は午前9時30分～11時30分

- ①社会福祉協議会(☎232-2003)
- ②社協菊川支所(☎287-4480)
- ③社協豊田支所(☎766-3356)
- ④社協豊浦支所(☎774-1122)
- ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
3	社会福祉センター/国・囚	①
4	彦島公民館/民	
11	長府公民館/民・行 川中公民館/民・行	
17	社会福祉センター/民・囚・行・社	
18	安岡公民館/民	
25	小月公民館/民 勝山公民館/民・行	②
10	菊川町総合福祉会館/囚・回・行	
13	菊川老人福祉センター/回	
26	社協豊田支所/囚・行	③
9	豊浦総合支所/行	④
16	川棚公民館/囚	
22	豊北保健福祉センター/民・囚・回・行	⑤

国…民生児童委員 囚…人権擁護委員
 行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
 回…司法書士 社…社会保険労務士
 回…臨床心理士

PCB廃棄物の保管・処分状況等の届け出を

市内でPCB廃棄物を保管・処分する事業者は、前年度1年間のPCB廃棄物の保管・処分の状況を市に届け出る義務があります。

▽対象期間 平成26年4月1日～

産業廃棄物管理票交付等 状況報告書の提出を

市内で産業廃棄物を排出した対象事業者は、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況などの報告書を市に提出する義務があります。

▽マニフェストを交付した事業者が、2次マニフェストを交付した中間処理業者(それぞれ電子マニフェストを利用した場合を除く)▽対象期間 平成26年4月1日～27年3月31日 6月30日(火)までに、廃棄物対策課(☎751-0847 市内古屋町一丁目18番1号)へ。※様式は市ホームページからダウンロードを

漏水を調べてみませんか?

お客さまの水道メータから蛇口までの間で漏水した水は、水道料金に加えられます。漏水がないか調べてみましょう。

▽家の蛇口を全て閉め、水道メータを見ます。パイロットマーク(回)が回っていたら漏水しています。漏水箇所が分かる場合は、上下水道局指定の給水装置工事業者に修理の依頼を(修理費用は、自己負担)。漏水箇所が不明な場合は、上下水道局に連絡を。

▽上下水道局給水課(☎231-3115)

防炎フェアで 木造住宅耐震診断を

6月13日(土)午前10時～午後1時(診断受け付け) 所ポートレラス下関 診断ソフトを利用した簡易な木造住宅耐震診断の実施(所要時間約1時間) ※診断希望者が多数の場合はお断りすることがあります 図 図面

図まちなみ環境整備課 (☎231-1941)

6月1日～7日は水道週間

●長府浄水場の施設公開 6月6・7日 午前10時～午後4時30分 水道施設の案内、きき水体験、タッチングプールなど 図 上下水道局企画総務課 (☎231-8754)

6月の臨時休場日

●唐戸市場 6月3・10・24日 図 市場流通課(☎231-1440)

6月の総合相談 (心配ごと相談)

▽対象期間 平成26年4月1日～

産業界の報告書の提出を

市内で産業廃棄物を排出した対象事業者は、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況などの報告書を市に提出する義務があります。

▽マニフェストを交付した事業者が、2次マニフェストを交付した中間処理業者(それぞれ電子マニフェストを利用した場合を除く)▽対象期間 平成26年4月1日～27年3月31日 6月30日(火)までに、廃棄物対策課(☎751-0847 市内古屋町一丁目18番1号)へ。※様式は市ホームページからダウンロードを

漏水を調べてみませんか?

お客さまの水道メータから蛇口までの間で漏水した水は、水道料金に加えられます。漏水がないか調べてみましょう。

▽家の蛇口を全て閉め、水道メータを見ます。パイロットマーク(回)が回っていたら漏水しています。漏水箇所が分かる場合は、上下水道局指定の給水装置工事業者に修理の依頼を(修理費用は、自己負担)。漏水箇所が不明な場合は、上下水道局に連絡を。

▽上下水道局給水課(☎231-3115)

防炎フェアで 木造住宅耐震診断を

6月13日(土)午前10時～午後1時(診断受け付け) 所ポートレラス下関 診断ソフトを利用した簡易な木造住宅耐震診断の実施(所要時間約1時間) ※診断希望者が多数の場合はお断りすることがあります 図 図面

図まちなみ環境整備課 (☎231-1941)

6月1日～7日は水道週間

●長府浄水場の施設公開 6月6・7日 午前10時～午後4時30分 水道施設の案内、きき水体験、タッチングプールなど 図 上下水道局企画総務課 (☎231-8754)

6月の臨時休場日

●唐戸市場 6月3・10・24日 図 市場流通課(☎231-1440)

被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合、その方の被扶養者で

歯の無料健康診断を

市内の歯科医師会加入の医院で無料健康診断を行います。※詳細は歯科医院にお問い合わせを

弁護士無料法律相談

●菊川総合支所 6月19日(金)午後1時～4時 6人(先着順)
6月1日～19日に、電話で菊川総合支所(☎287-4009)へ。

6月の臨時休場日

●唐戸市場 6月3・10・24日 図 市場流通課(☎231-1440)

産業界の報告書の提出を

市内で産業廃棄物を排出した対象事業者は、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況などの報告書を市に提出する義務があります。

▽マニフェストを交付した事業者が、2次マニフェストを交付した中間処理業者(それぞれ電子マニフェストを利用した場合を除く)▽対象期間 平成26年4月1日～27年3月31日 6月30日(火)までに、廃棄物対策課(☎751-0847 市内古屋町一丁目18番1号)へ。※様式は市ホームページからダウンロードを

漏水を調べてみませんか?

お客さまの水道メータから蛇口までの間で漏水した水は、水道料金に加えられます。漏水がないか調べてみましょう。

▽家の蛇口を全て閉め、水道メータを見ます。パイロットマーク(回)が回っていたら漏水しています。漏水箇所が分かる場合は、上下水道局指定の給水装置工事業者に修理の依頼を(修理費用は、自己負担)。漏水箇所が不明な場合は、上下水道局に連絡を。

▽上下水道局給水課(☎231-3115)

防炎フェアで 木造住宅耐震診断を

6月13日(土)午前10時～午後1時(診断受け付け) 所ポートレラス下関 診断ソフトを利用した簡易な木造住宅耐震診断の実施(所要時間約1時間) ※診断希望者が多数の場合はお断りすることがあります 図 図面

図まちなみ環境整備課 (☎231-1941)



相談

あった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければなりません。資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑を持って保険年金課、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。

図 保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

6月の臨時休場日

●唐戸市場 6月3・10・24日 図 市場流通課(☎231-1440)

産業界の報告書の提出を

市内で産業廃棄物を排出した対象事業者は、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況などの報告書を市に提出する義務があります。

▽マニフェストを交付した事業者が、2次マニフェストを交付した中間処理業者(それぞれ電子マニフェストを利用した場合を除く)▽対象期間 平成26年4月1日～27年3月31日 6月30日(火)までに、廃棄物対策課(☎751-0847 市内古屋町一丁目18番1号)へ。※様式は市ホームページからダウンロードを

漏水を調べてみませんか?

お客さまの水道メータから蛇口までの間で漏水した水は、水道料金に加えられます。漏水がないか調べてみましょう。

▽家の蛇口を全て閉め、水道メータを見ます。パイロットマーク(回)が回っていたら漏水しています。漏水箇所が分かる場合は、上下水道局指定の給水装置工事業者に修理の依頼を(修理費用は、自己負担)。漏水箇所が不明な場合は、上下水道局に連絡を。

▽上下水道局給水課(☎231-3115)

防炎フェアで 木造住宅耐震診断を

6月13日(土)午前10時～午後1時(診断受け付け) 所ポートレラス下関 診断ソフトを利用した簡易な木造住宅耐震診断の実施(所要時間約1時間) ※診断希望者が多数の場合はお断りすることがあります 図 図面

図まちなみ環境整備課 (☎231-1941)

6月1日～7日は水道週間

●長府浄水場の施設公開 6月6・7日 午前10時～午後4時30分 水道施設の案内、きき水体験、タッチングプールなど 図 上下水道局企画総務課 (☎231-8754)

6月の臨時休場日

●唐戸市場 6月3・10・24日 図 市場流通課(☎231-1440)

産業界の報告書の提出を

市内で産業廃棄物を排出した対象事業者は、前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の状況などの報告書を市に提出する義務があります。

▽マニフェストを交付した事業者が、2次マニフェストを交付した中間処理業者(それぞれ電子マニフェストを利用した場合を除く)▽対象期間 平成26年4月1日～27年3月31日 6月30日(火)までに、廃棄物対策課(☎751-0847 市内古屋町一丁目18番1号)へ。※様式は市ホームページからダウンロードを

マークの見方

国…対象 回…日時 開…期間 所…場所 囚…内容 師…講師 定…定員
 回…参加費など 回…持参する物 申…申込方法 共…共通事項 問…問合先